

仕様書

1 件名

区制 50 周年記念事業用 「鶴見区制 50 周年記念式典」におけるレンタル
物品搬入出業務委託

2 業務概要

本業務は、受注者が「鶴見区制 50 周年記念式典」で使用する物品を用意し、
つるみ日建ホール(鶴見区民センター大ホール)へ運搬・荷下ろしし（以降、
「搬入」という）、式典後当日につるみ日建ホールから運搬（以降、「搬出」
という）するものである。

3 履行期間

契約締結日から令和 6 年 7 月 31 日（水）

4 業務内容

(1) 実施場所

つるみ日建ホール(鶴見区民センター大ホール)（大阪市鶴見区横堤 5-3-15）

※搬入出場所は、契約締結後に別途発注者から伝えることとする。

(2) 実施内容

【搬入】

令和 6 年 7 月 21 日（日）の午前 9 時 30 分につるみ日建ホールへ（3）レ
ンタル物品を搬入する。

※なお、搬入時間については予定であるため、確定次第鶴見区役所総務課政
策推進担当（以降、「発注者」という）と協議のうえ決定するものとする。

【搬出】

令和 6 年 7 月 21 日（日）の午後 5 時 30 分につるみ日建ホールから（3）
レンタル物品を搬出する。

※なお、搬入出時間については、予定であるため、確定次第発注者と協議
のうえ決定するものとする。

(3) レンタル物品

※下写真参照

品名	レセプションチェア
仕様	W435mm～465mm×D510mm～ 560mm×H800mm～925mm×（S H）450mm～455mm
数量	20 脚
材質	座面：布又はレザー又はビニールクロ



	ス又はビニールレザー 座面色：白 フレーム：クロームメッキ
--	-------------------------------------

5 適用範囲

- (1) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (2) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (3) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、又は、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

6 許認可等

受注者は、令和4・5・6年度大阪市入札参加有資格者名簿に、承認種目04-03-03：(会場設営) 又は12-05-01：(その他賃貸) 又は12-02-05 (その他事務用品) で登録されていなければならない。

7 報告

受注者は、業務終了後、報告書を作成し、業務終了後の10日以内に発注者に提出すること。

8 経費及び損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意又は過失により、施設、その他物件への損害又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9 関係法令等の順守

受注者は、道路運送法、道路運送車両法、自転車損害賠償保障法、貨物自動車運送事業法、その他関係法規、諸規定を遵守し、本運搬業務に関する所轄官公庁への諸届並びに手続きを全て負担するものとする。

10 特記事項

- (1) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。

- (2) 運転手・助手及び燃料にかかる費用を含めて見積もりを行うこと。
- (3) 契約後、履行開始までに車両番号を発注者に報告し、車検証の写しを提出すること。
- (4) 移動の際は、発注者の指示に従い、事故のないように十分に注意を払うこと。
- (5) 履行期日等は変更になる場合があるので、発注者から変更連絡を受けた場合は調整を行うこと。

1 1 担当

鶴見区役所 総務課（政策推進）（担当者：芝谷・田中）

住所 大阪市鶴見区横堤 5 丁目 4 番 19 号

（電話番号 06-6915-9176）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ

電 話：06-6615-7965

公益通報等にかかる特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課(連絡先:06-6915-9625)に報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

(発注者:大阪市 受注者:委託先事業者)

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。